千葉市消防職員委員会に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市消防職員委員会規則(平成8年千葉市規則第70号。以下「規則」という。)第14条の規定に基づき、千葉市消防職員委員会(以下「委員会」という。)に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(委員の指名)

第2条 委員の指名は、消防長が通知を発することにより行うものとする。

(委員の推薦)

- 第3条 消防職員(以下「職員」という。)による委員の推薦は、各組織区分に所属する職員による話し合いにより行うものとする。
- 2 必要に応じて、各組織区分ごとに委員の推薦を行う職員(以下「推薦人」という。) を推薦し、当該推薦人により当該組織区分から委員として推薦される職員の決定を行 うこととする間接推薦の方法により行うものとする。
- 3 消防長は、推薦された者が健康上その任に堪えられないと考えられる場合、又はその他推薦を受けた者を指名することが適格でないと認める事情があれば、再度委員の 推薦を求めるものとする。

(委員の任期)

- 第4条 委員に指名されていた職員が組織区分を越えて異動し、これまでと異なった組織区分から委員として指名されるような場合にも、両方の任期を通算して引き続き2期を超えて在任することはできないものとする。
- 2 委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(意見取りまとめ者)

- 第5条 意見取りまとめ者の指名は、消防長が辞令を発することにより行うものとする。
- 2 職員による意見取りまとめ者の推薦は、各組織区分に所属する職員による話し合い により行うものとする。
- 3 必要に応じて、推薦人を推薦し、当該推薦人により当該組織区分から意見取りまと め者として推薦される職員の決定を行うこととする間接推薦の方法により行うものと する。
- 4 消防長は、推薦された者が健康上その任に堪えられないと考えられる場合、又はその他推薦を受けた者を指名することが適格でないと認める事情があれば、再度意見取りまとめ者の推薦を求めるものとする。

- 5 意見取りまとめ者に指名されていた職員が組織区分を越えて異動し、これまでと異なった組織区分から意見取りまとめ者として指名されるような場合にも、両方の任期を通算して引き続き2期を超えて在任することはできないものとする。
- 6 委員の任期は、毎年4月1日から翌々年3月31日までとする。

(職員の意見)

- 第6条 規則第8条に基づく意見書は、総務部人事課(以下「人事課」という。)に提出 するものとする。
- 2 意見は、消防長及び委員長を除く全ての職員が提出できるものとする。
- 3 規則第9条第4項の消防長が定める期日とは、毎年3月31日とする。 (委員会の会議等)
- 第7条 委員会の会議には、委員長、委員及び委員会の庶務を担当する人事課の職員が 出席するものとし、委員の代理出席はできないものとする。
- 2 委員長は、委員会の開催を様式第1号により所属長を通じて委員に通知するものとする。
- 3 委員は、意見を提出した職員に対して意見の趣旨等を確認したい場合は、人事課を 通じて問い合わせるものとする。
- 4 提出された意見が重複するような内容のものは、まとめて審議するものとする。 (委員会の意見)
- 第8条 規則第10条に定める区分とは次のとおりとする。
- (1) 実施することが適当である。
- (2) 諸課題を検討する必要がある。
- (3) 実施は困難と考える。
- (4) 現行どおりでよい。
- 2 委員会の意見は、様式第2号により消防長に提出するとともに、様式第2号の2に より意見を提出した職員及び意見取りまとめ者に審議結果を通知するものとする。

(消防長の処置等)

- 第 9 条 消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処理するよう努めるものとする。
- 2 消防長は、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置の結果の要旨を職員に周 知するものとする。

(庶務)

第10条 人事課は、提出された意見について、現在の状況、当該意見に関する事項を

所掌する所属の所見等を取りまとめておくものとする。

- 2 提出された意見が、委員会での審議事項に該当しない場合は、様式第3号により意 見を提出した職員及び意見とりまとめ者に通知するものとする。
- 3 職員から提出された意見を受理した時は、様式第4号の収受簿に必要事項を記載するものとする。
- 4 様式第5号により委員名簿を作成し管理するものとする。
- 5 様式第6号により意見取りまとめ者名簿を作成し管理するものとする。

附則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。 附則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。 附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

							年	月	日
	様								
				千葉市		方職員	員委員 会	会委員長	± C
		Ź	桑員会	の開催	につい	ハて	(通知))	
千葉市消防職員	委員会	きを次の	とおり)開催。	するの	つで、	千葉市	消防職	員委員会規則第9条第2
項に基づき招集し	ノます。								
(日時)	年	月	日	時	分	~			
(場所)									
(審議時間)	時間	分							
(審議対象)									
意見の件名・	概要								
									<u> </u>
									<u> </u>
									<u></u>

様式第2号			
	年	月	日
千葉市消防長 様			
T:	英士沙吐呦县系	·旦스중	
T ;	集市消防職員委	'貝云安	貝女
意見書につ	ついて(提出)		
千葉市消防職員委員会規則第10条の規2	定により、職員	から提出	出された意見を審議した結
果、次のとおり意見として提出します。			
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
(件数)			
(内容)			
(13.4)			
別表のとおり			

整理番号	件名	区分	備
		□ 実施することが適当である。	
		□ 諸課題を検討する必要がある。	
		□ 実施は困難と考える。	
		□ 現行どおりでよい。	
		□ 実施することが適当である。	
		□ 諸課題を検討する必要がある。	
		□ 実施は困難と考える。	
		□ 現行どおりでよい。	
		□ 実施することが適当である。	
		□ 諸課題を検討する必要がある。	
		□ 実施は困難と考える。	
		□ 現行どおりでよい。	
		□ 実施することが適当である。	
		□ 諸課題を検討する必要がある。	
		□ 実施は困難と考える。	
		□ 現行どおりでよい。	

様式第2号の2
整理番号
年 月 日
様
千葉市消防職員委員会委員長
審議結果について(通知)
あなたが提出した又は取りまとめた意見を審議した結果について、千葉市消防職員委員会規 則第11条の規定により、次のとおり通知します。
(件名)
(内容)
□ 実施することが適当である。
□ 諸課題を検討する必要がある。
□ 実施は困難と考える。
□ 現行どおりでよい。
(備考)

整理番号	
年 月 日	
様	
総務部人事課長	:
意見の取り扱いについて(通知)	
千葉市消防職員委員会規則第9条第3項の規定に基づき、 年で提出された又は取りまとめたあなたの意見は、次の理由により、千葉市消の審議対象とならないことを通知します。	
(意見の件名)	
(理由)	
	-
	-
	-
	_

様式第4号

収受簿

			《		
整理番号	収受日	件		名	提出者所属・氏名
	処理日	処	理 内	容	意見取りまとめ者所 属・氏名
整理番号	収受日	件		名	提出者所属・氏名
	処理日	処	理 内	容	意見取りまとめ者所 属・氏名
整理番号	収受日	件		名	提出者所属・氏名
	処理日	処	理 内	容	意見取りまとめ者所 属・氏名

年度消防職員委員会名簿

番号	組織区分	所 属 名	階級	氏 名	備考
1	消防局				
2	消防局				
3	中央消防署				
4	中央消防署				
5	花見川消防署				
6	花見川消防署				
7	稲毛消防署				
8	稲毛消防署				
9	若 葉 消 防 署				
1 0	若 葉 消 防 署				
1 1	緑 消 防 署				
1 2	禄 消 防 署				
1 3	美浜消防署				
1 4	美浜消防署				

年度~ 年度意見取りまとめ者名簿

番号	組織区分	所 属 名	階級	氏 名	備考
1	消防局				
2	中央消防署				
3	花見川消防署				
4	稲 毛消 防署				
5	岩 葉 消 防 署				
6	禄 消 防 署				
7	美浜消防署				